

答 申 書

鳥取市環境審議会

令和4年12月7日

鳥取市長 深澤義彦様

鳥取市環境審議会
会長 吉永郁生



一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

令和4年8月29日付発市生第759号で諮問を受けた一般廃棄物処理手数料の見直しについて、本審議会では慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋の価格）について

現行手数料を据え置く。

（1）適用期間：令和8年3月31日までとする

（2）理由

令和元年度の環境審議会答申において、令和5年度以降の指定ごみ袋代金は新可燃物処理施設の稼働によって経費が変動するため内容を精査する必要があると意見した。当初令和4年7月に本稼働を予定していた新可燃物処理施設は、試運転中の不具合により修繕が必要となり、本稼働が令和5年度に延期となった。このことにより、令和5年度以降のごみ処理経費（ごみの収集運搬と処分にかかる費用）の試算は不確定要素を含むものとなるため、現行価格を据え置くことが適当であると考えます。

2 可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）について

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の別表（第29条関係）の区分②「市長が指定する処理施設へ自ら搬入する場合」を令和5年度に廃止することは妥当であると考えます。

（1）理由

令和4年4月1日から鳥取県東部広域行政管理組合が運営する新可燃物処理施設「リンピアいなば」の試運転が開始し、鳥取県東部1市4町の可燃ごみの全量搬入を開始した。これにより、同日から鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例が運用されている。

3 大型ごみ処理手数料について

現状を勘案し、別添のとおり大型ごみ処理手数料の改定及び廃止については妥当であるとする。

(1) 適用期間：令和8年3月31日までとする

(2) 理由

大型ごみの処理原価の高騰と分別解体に係る労務単価の見直しにより、297品目の内41品目の手数料を改定し、鳥取県東部環境クリーンセンターに持ち込みが不可となったオルガン、サーフボードの2品目については持出禁止とすることが望ましいと考えられる。ただし、手数料を改定する場合には、市民に対する周知期間を十分に確保し、混乱が起きないように努めること。

4 特定家庭用機器廃棄物処理手数料について

現行手数料を据え置く。

(1) 適用期間：令和8年3月31日までとする

(2) 理由

特定家庭用機器廃棄物の収集運搬に係る手数料は、収集原価と重量から換算すると3,000円の上限設定もあることから、現行手数料は妥当であるとする。

5 動物の死体処理手数料について

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の別表（第29条関係）の区分⑥「動物の死体」を令和5年度に廃止することは妥当であるとする。

(1) 理由

令和4年4月1日から鳥取県東部広域行政管理組合が運営する新可燃物処理施設「リンピアいなば」の試運転が開始し、鳥取県東部1市4町の可燃ごみの全量搬入を開始した。これにより、同日から鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例が運用されている。

6 附帯意見

現在の有料ごみ袋の代金は、ごみ処理経費の1割を算出根拠として設定されているが、令和3年度決算におけるごみ袋代金収入はごみ処理経費の約2割を占めている。ごみ袋の有料化の意義・目的は、ごみ処理経費の一部を市民に直接負担していただくことにより分別の徹底、ごみの減量、リサイクルを促進・継続することから、今後はごみ処理経費だけでなく、ごみの減量化及び再資源化事業、不法投棄対策事業、家庭ごみ有料化事業など、鳥取市の一般廃棄物に関する施策の費用を包含し、ごみ袋代金試算の根拠とすることについても検討する必要がある。また、算出根拠の一つとしているごみの比重0.3kg/lについても、実態に即しているとは言い難く、今後実態調査を行い見直し検討が必要である。これらの状況から、次期代金の検討にあたっては継続して内容を精査し、検討を行うとともに、ごみの排出量や処理経費についても市民に広く広報し、更な

るごみ減量化・再資源化が推進される循環型社会の構築に繋がるものとなるよう期待する。

審 議 経 過

区 分	日 時・場 所	審 議 内 容
4 年 度 第 2 回	令和 4 年 8 月 2 9 日 13 時 30 分～15 時 00 分 鳥取市役所市民交流棟 2 階多目的室 1	[諮問] 一般廃棄物処理手数料の見直しについて (1) 可燃ごみ、プラスチックごみ処理手数料 (指定ごみ袋の価格) (2) 可燃ごみ処理手数料 (自ら搬入する場合) (3) 大型ごみ処理手数料 (4) 特定家庭用機器廃棄物処理手数料 (5) 動物の死体処理手数料
第 3 回	令和 4 年 1 1 月 2 日 13 時 30 分～15 時 00 分 鳥取市役所本庁舎 6 階第 6・7 会議室	[諮問事項協議] 一般廃棄物処理手数料の見直しについて
第 4 回	令和 4 年 1 1 月 2 9 日 13 時 30 分～15 時 00 分 鳥取市役所本庁舎 6 階第 7・8 会議室	[答申案審議] 一般廃棄物処理手数料の見直しについて

大型ごみ処理手数料の改定 4 1 品目・廃止 2 品目

(単位:円)

No.	品 目	現行手数料	改定後
1	いす型あんま機	2,500	3,000
2	臼(うす)	700	2,500
3	塩化ビニール管1本(180cm以上)	800	500
4	キャビネット	800	1,000
5	下駄箱(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	700	1,000
6	下駄箱(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,100	1,500
7	下駄箱(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1,400	2,000
8	琴	900	1,000
9	サイドボード	900	1,000
10	食器棚(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	700	1,000
11	食器棚(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,100	1,500
12	食器棚(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1,400	2,000
13	スチール整理棚(幅及び高さの合計が2m以下のもの)	800	1,000
14	スチール整理棚(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	2,000	2,500
15	ステンレスパイプ棚	800	1,000
16	スプリングマットレス	1,700	3,000
17	洗面台	1,800	2,000
18	たんす(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	700	1,000
19	たんす(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,100	1,500
20	たんす(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1,400	2,000
21	テーブル(食卓用以外/木製)	800	1,000
22	戸棚(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	700	1,000
23	戸棚(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,100	1,500
24	戸棚(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	1,400	2,000
25	流し台	1,800	2,000
26	ベッド(シングル)	1,800	マットレスについては別記 枠のみ 500
27	ベッド(ダブル/セミダブル/2段)	2,300	マットレスについては別記 枠のみ 1,000
28	ベンチ(家庭用/50cm以上)	800	1,000
29	本棚(スチール製⇒(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	800	1,000
30	本棚(スチール製⇒(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,500	2,000
31	本棚(スチール製⇒(幅及び高さの合計が3m以上のもの)	2,000	2,500
32	本棚(木製⇒(幅及び高さの合計が2m未満のもの)	700	1,000
33	本棚(木製⇒(幅及び高さの合計が2m以上3m未満のもの)	1,100	1,500
34	本棚(木製⇒(幅及び高さの合計が3m未満のもの)	1,400	2,000
35	マッサージ機	2,500	3,000
36	物干し台(コンクリート台)	700	1,000
37	レンジ台(電子レンジ用)	700	1,000
38	料金表にない品目 (可燃物/40kgまで)	1,300	1,500
39	料金表にない品目 (可燃物/50kgまで)	1,500	2,000
40	料金表にない品目 (不燃物/40kgまで)	2,000	2,500
41	料金表にない品目 (不燃物/50kgまで)	2,500	3,000
42	オルガン	2,500	廃止(持出禁止)
43	サーフボード	500	廃止(持出禁止)